九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(10)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/7586

出版情報：法政研究. 72 (2), pp.150-134, 2005-11-29. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資　料

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(10)

川　嶋　四　郎

〈目次〉

1．はじめに
　—本稿の目的—
2．Judith Wegner教授のロー・スクール教育論演習（以上、69巻1号）
3．John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow（69巻3号）
4．William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor ; A View from the First Floor（69巻4号）
5．Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It ; the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century（70巻1号）
6．Orin S. Kerr, The Decline of the Socratic Method at Harvard（70巻2号）
7．Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen（70巻3号）
8．Gerald F. Hess, Listening to Our Students: Obstructing and Enhancing Learning in Law School（71巻1号）
9．Derek C. Bok, A Flawed System of Law Practice and Training（71巻2号）
10．Koichiro Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools Without a Professional Sense of Mission（72巻1号）
11．Frank K. Upham, The Law School System in the United States（本号）

11. Frank K. Upham, The Law School System in the United States

(1)　はじめに

フランス革命期を振り返って、チャールズ・ディケンズは、『二都物語』(1859年)の巻頭で、次のように記している。

「それはおよそ善き時代でもあれば、およそ悪しき時代でもあった。知恵の時代であるとともに、愚痴の時代でもあった。信念の時代でもあれば、不信の時代でもあった。光明の時でもあれば、暗黒の時でもあった。希望の春でもあれば、絶望の冬でもあった。前途はすべて洋々たる希望にあふれているようでもあれば、また前途はいっさい暗黒、虚無とも見えた。」(中野好夫訳、新潮文庫版より)

この言葉は、１年と少し前に創設された法科大学院制度の現状を考えた場合に、重く深く胸に突き刺さる。

一般に、何事につけ、原点への回帰は、時として、将来に向けた有益な指針を提供してくれることがある。それは、制度が現実に動き出し、制度関係主体が様々な思惑の下で、「多様の中の統一」を追求しつつ現実の法科大学院教育に携わる場合に生じる多くの問題に対して、一定の解決処方を与える可能性があるからである。それは、とりわけ、理念が、現実的制約と潜在化した抵抗勢力に歪められつつあるような状況の下では、有益な処方箋になり得るであろう。

通例、制度は、一定の目的の下で創設されている。その担当主体も、同様に、本来一定の目的、すなわち法科大学院における使命や教育目的を、共有しているはずである。また、現に、教室には、法曹を目指す学生たちが存在する。真摯でかつ誠実な使命感に燃え、時に安定した職業を擲って、法曹の道を歩むことを志すことを決断した学生も、決して少なくはない。

九州大学法科大学院では、これまで様々なテーマで何度もファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の会合をもち、貴重な意見の交換を行ってきた。教員の思いは多様であり、また教員の法科大学院教育にかける情熱も、出席回数の多寡がその

顕著な徴憑のように物語ってくれる。

ところで、九州大学では、法科大学院構想の創案にさいして、1999年(平成11年)の秋に、3回連続で、「大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム」を行った（法政研究66巻4号1559頁〔2000年〕参照)。今から思い返せば、志を同じくして同一方向（この価値については、サン＝テグジュペリ『人間の土地』〔1939年〕）を目指し、現実を踏まえつつ理想を語り合い議論を尽くした日々は懐かしい。しかし、苦難の道は、当時も今も変わらない。敢えて言えば、制度が現実化した今日こそ、より困難な状況にあるとさえ、評することができるであろう。法科大学院内外における隠微化しかつ伏在化した企みは、時として、思いがけない人事の結果となって顕在化する。そこには、法科大学院教育に対する理解も、学生への配慮も、完全に欠落している。

そのような巨大な危機の伏流する現在において、上記、3回連続のシンポジウムにおける、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールのFrank K. Upham教授のThe Law School System in the United Statesについての講演は、ひときわ光彩を放っている（原文は、法政研究66巻4号1663頁－1679頁〔2000年〕以下に掲載。そのテーマでの講演題目は、「司法改革問題検討ワーキング・グループ」が、設定し、九州大学大学院法学研究科（当時）の外部評価委員として訪日中の教授に、お願いをした。なお、そのワーキング・グループは、九州大学大学院において法科大学院を創設するために設けられたものであるが、単に法科大学院を創設するだけではなく、司法制度改革の文脈で、その目的により即応的な法科大学院を創設するために、そのような委員会の名称が付されたのである。)。その温厚な人柄と分かりやすい英語、そして的確な指摘は、日本の法科大学院教育において、21世紀の日本国民とその司法を支える法曹を育成するために、有益な視座を与えてくれる内容であった。私は、教授の話に深い感動を覚え、そして、これまで各所で引用してきた。それは、ロー・スクールの制度論から、教育者論、そして研究者論にまで及んでいた。

本稿を草する動機の一つに、そのような引用を契機として、読者からUpham教授の講演内容についての質問を受け取ったことがある。以下で、その講演と質疑応答の要点を、構成を変えて要約的に紹介し、若干のコメントを述べることにしたい。

なお、ニュー・ヨーク大学（ＮＹＵ）ロー・スクールの教育については、さらに、

以前紹介した、John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow（法政研究69巻３号656頁〔2003年〕）も参照（同、649頁には、Upham教授の授業に対する高い評価が記されている。）。また、(2)において、「私」とは、Upham教授を指す。

(2)　紹介

１）アメリカにおける法学教育の構造

アメリカのロー・スクールの基本構造は、日本のそれとは大きく異なる。学生は、４年制のカレッジを卒業した後、ロー・スクールに進学し、３年間の教育を受ける。そして、ほとんどの卒業生が弁護士になる。

アメリカのロー・スクールには、３類型のものが存在する。

第１は、国際的にも著名でありかつアメリカでも著名なロー・スクールである。例えば、Yale、Harvard等がこれに含まれ、トップ10とかトップ30とか呼ばれている。第２は、ナショナル・ロー・スクールまたはリージョナル・ロー・スクールと言われるものである。それらは、およそ60、70校存在する。卒業生は極めて優秀であるが、国際的な教育の中心となるわけではない。第３は、リージョナル・スクールまたはローカル・スクールと呼ばれているロー・スクールである。第１および第２のカテゴリーの大学に進学できなかった学生が、第３のカテゴリーの大学に進学する。例えば、学生たちは、この種の夜間校に通い、働きながら学ぶという形をとることもある。

以下では、第１のカテゴリーの大学に焦点を当てたい。それは、おそらくその種のロー・スクールと同じ方向を、日本のロー・スクール構想も目指すと予想されるからである。また、現在アメリカには、約180校のロー・スクールが存在するが、私は、日本において、それほど多くのロー・スクールが創立されることを、望まないからである。

第１のカテゴリーのロー・スクールでは、優秀な学生を集めている。そして、アメリカの法曹界や政界におけるリーダーを育てるための教育を行っている。なお、アメリカの弁護士は、訴訟だけに力を注いでいるわけではなく、それ以外の分野で

も大きな役割を果たしている。

そこでの教育は、理論を覚え込ませるというものではない。例えば、私は、一年生に「財産法」を教えているが、法準則の暗記ではなく、また、実務で即座に役立つスキルを教えているのでもない。むしろ、法準則を分析理解し、批判し、新たな法準則を創造すること、例えば正義の実現や依頼者の保護等、特定の目的に向かって法準則を用いることなどを、教えているのである。

なお、学部時代に法学を学んできた学生とそうではない学生とを同一クラスで教えることには、問題がない。例えば、ＮＹＵロー・スクールでは、約３分の２の学生が、法律関係のことは一切勉強せずにロー・スクールに入学しており、約３分の１が、法律関係の勉強をしたか、学部段階にある「プレ・ロー」といったプログラムを履修した学生たちである。しかし、この２つのグループの学生たちを一緒に教えることには、全く問題はない。なぜならば、ロー・スクールの１年目のコースは、社会現象としての法の教育は一切しておらず、これは、学部における法学関連科目で教育されているからである。

ロー・スクールでは、アメリカにおける弁護士はいかにあるべきか、つまり、弁護士として法的問題にアプローチするには、どうすべきかという教育を行っているのである。したがって、すべての学生が、完全に新しいことを学ぶことになるので、この２つのグループを統合することに、教育上何の問題もないのである。

２）法学教育のための費用

アメリカのロー・スクール教育には、相当の費用がかかる。例えば、毎年約４万ドル程度が必要になる。ＮＹＵロー・スクールは、最も授業料の高いロー・スクールの一つである。

その理由は、３つ存在する。

第１は、ロー・スクールが、優秀な実務家を雇用することに由来する。教授たちは、例外なく、弁護士実務の経験者である。彼ら彼女らは、大規模な法律事務所で職を得ることができる弁護士であり、年間30万ドルから100万ドルは稼ぐことができる。それゆえ、若い優秀なスタッフを得ようと思えば、その種の事務所と給与の面

で競争をしなければならないからである。ＮＹＵロー・スクールでは、約半数が大規模な法律事務所から来ており、残りの半数が、公的機関から来ている。いずれにせよ、そのような法律事務所との間で、給与面の競争をしなければならない。それゆえ、アメリカのロー・スクールの教授たちの給与は、かなり高い。しかも、労働条件は格別であり、日本と比べれば、相当有能な多数の事務職員も存在するので、アメリカのロー・スクールの教授たちは、日本の法学部教授よりも、はるかに快適な生活を送っていると断言して間違いないであろう。

第２の理由は、競争に勝ち抜くために、費用が必要になる点である。アメリカの法学教育は、激しい競争状態にある。ＮＹＵも、Harvard、Yale、Columbiaといった著名な大学のロー・スクールと、常に競争状態におかれている。そういう大学に伍して、優秀な学生を集めなければならないので、教育が、さらに高価なものになっているのである。

第３の理由は、費用が高いにもかかわらず、学生たちは支払うことができるということである。これは、彼ら彼女らが、決して豊かな家庭に育っているというのではなく、ローンを組むことができるからである。なぜならば、卒業後ほぼ間違いなく高給取りになるからである。卒業後の１年目の年収が、８万ドルや９万ドルというのは、ごく普通のことである。1960年代に育った私や妻にとっては、20代半ばの若者がこのような多額の報酬を得ることは、「恥」にも等しいように思われるが、残念ながら、現実の世の中は、全く逆の方向へ変化しているのである。

このような経済面は、特に強調されるべきである。

トップ50から60に属するロー・スクール卒業生は、卒業後、概して大変高額の給料を得ることができる。したがって、容易にローンを組むことができる。実際には、裕福な家庭の子女だけが、ＮＹＵロー・スクールで学んでいるわけではなく、むしろ、学生の４分の１は、いわゆるマイノリティーである。それにもかかわらず、銀行も政府も、卒業後１年間は支払いを猶予するといった内容の学生ローンを、提供しているのである。

この経済問題との関係で重要なのは、公益弁護士を希望する者にどのような配慮を行うかである。例えば、検察官、環境保護や女性問題の専門家といったより公益的な職業に就く場合には、卒業後、場合によっては小学校の教員よりも、給与が低

いことも稀ではない。ＮＹＵロー・スクールでも、毎年15パーセントほどの学生は、そのような志望動機を有している。このような人たちのために、どのようなシステムを準備するかは重要な課題であるが、ＮＹＵロー・スクールは、おおむね、次のようなシステムを有している。

例えば、仮に、女性人権問題を扱う団体に就職する女子学生に、８万ドルの借金があるとする。その場合に、その借金を、ＮＹＵが肩代わりして払うシステムである。これは、公益的な領域に就職した総ての卒業生のためにとられる措置である。その資金としては、大規模な法律事務所に入り多額の給料を得る卒業生から集めた金銭が、それに充てられるのである。これにより、卒業生は、ローン返済のために、必ずしも大きな法律事務所に入って、高額の給料を稼がなくてよい。大規模な法律事務所に就職する学生も、このようなメカニズムが存在することを知っており、それを了解しているのである。

これが、アメリカの法曹に根づいている一つの文化なのである。

３）法曹職との関係

ロー・スクール教育で大切なことは、いわゆる一般教育ではなくて、職業のための「訓練 (training)」である。それゆえ、ロー・スクール教育が法曹職と関係をもっている必要がある。それを可能にする３つの要素を挙げることができる。

第１は、教授たちが、弁護士としての資格を有していること。実際、ロー・スクール教授たちのほとんどは、弁護士として働いた経験があり、現在でも法律実務にかかわっている者も存在する。ただ、中には金儲けしか考えられないと思うような場合も若干あるが、ほとんどが報酬目当てではなく、その目的が公益活動に存在する。自分自身が、一年生に対して授業を行うさいには、実務との関わりを常に強く意識するようにしている。そのためには、現在弁護士として活躍しているロー・スクール時代の級友たちと、コンタクトをとることもある。

第２は、「臨床教育(clinical education)」。アメリカのロー・スクールにおける「臨床教育」は、正確に理解されていないことが多い。日本でも誤解を招いているかもしれないが、理論的には、スキルを教えるのではなく、スキルの学び方、つまり、

弁護士実務を、法的ルールと同じように、どのように批判的・分析的に見るかを学ぶことを目的としている。これは、弁護士事務所で訴状等の書き方を学ぶのとは、全く異質である。例えば、訴訟を提起したり、目撃者にインタビューをしたり、証拠を収集したりするが、ここでは、どのように提訴し、証拠を入手するかということだけではなく、そのような手続の現状をどのように批判的に捉え、どうすればそれがより改善できるか、しかも、法システムを発展させるためには、それをどのように用いるのがいいのかについて、教育を行うのである。そのさい、重要なことは、単に、依頼者のためにというだけではなく、より長期的な視点に立って、「将来にわたり自分自身で学び続けるためにはどうあるべきか」ということを、ロー・スクールでは教え、学生たちは学ぶのである。ロー・スクールの教員は、「法システムの発展」を視野に入れた教育を行っているのである。ＮＹＵのロー・スクールでは、この「臨床教育」は、アメリカにおける著名な事件を扱った傑出した弁護士であった人たちが担当するが、彼ら彼女らは、弁護士としてではなく、あくまで教師として教えるという点は、注意しなければならない。

第３は、現役の弁護士を非常勤講師に登用すること。ＮＹＵのロー・スクールで比較的首尾良くいっているシステムには、２つのものがある。一つは、技術的で複雑な分野（例、税法等）について専門家を招く場合であり、他の一つは、非常勤講師との間で共同の授業を行う場合である。後者としては、例えば、「ニュー・ヨークにおける低所得者層のコミュニティーについて」のセミナーを開いているが、これに二人の非常勤講師を呼び、問題を、学問的かつ教育的な観点から取り上げている。そして、大きな視点から見ればどうなるのか、また、観点を変えればどうなるかといった議論を行っている。この場合には、公益的な職域に学生をリクルートするという意義も存在するのである。

４）学際研究と司法試験

最後に、学際研究についてコメントしたい。おそらく上位100校ほどのロー・スクールは、法学領域の教員だけではなくて、例えば、経済学、社会学、政治学、心理学等、他の分野の博士号を有している教師を、専任教員として雇っている。

そのような学際的な教育をも含め、アメリカのロー・スクールにおいて、クリエイティブな教育ができる最大の理由は、司法試験にある。それは、司法試験自体がクリエイティブなものを要求しているからではなく、むしろ、司法試験が易しいからである。日本の司法試験は、受験生の出来不出来にかかわらず、合格者数に制限があるが、アメリカの司法試験では、あくまでも最低限度の資格を備えているかどうかが問われるにすぎない。したがって、上位70校ほどのロー・スクールの卒業生が、この最低限の要件を、問題なくパスしている。NYUのようなトップ・スクールでは、司法試験というものを、全く無視して教育を行っている。それゆえ、司法試験のことを、何ら心配することなく教育ができるのである。確かに、学生たちは予備校に通うが、それは、卒業後２ヶ月程度のみである。試験が州毎に行われるので、州法の規律も含めて、最低限度必要なルールをマスターするためである。

なお、自分の経験を付加すると、私は、ハーバード・ロー・スクールの学生の頃、司法試験には、多少心配があった。面白いことに、ハーバードの卒業生の司法試験合格率というのは、ボストンにあるサセックス・ロー・スクールよりも、むしろ低かった。なぜならば、ハーバードでは、司法試験対策を一切行わないのに対し、サセックでは、試験対策しか行わないからである。私は、当時心配であったが、ハーバードの教授たちは、司法試験とは無関係の教育を自由に行っていた。私は、それが正しい方向であろうと考えている。一度不合格でも、ハーバードの卒業生は、２度目には間違いなく合格するからである。

(3)　おわりに

このUpham教授の講演を紹介することによって、私は、一人でも多くの読者に、アメリカにおけるロー・スクールの「システム創造のあり方」と「教員の理想像」とを伝えたかった。そこでは、問題も少なからず存在するものの、今日に至るまで、優れた法曹を輩出し続けているアメリカ・ロー・スクール・システムの現状と特徴が、ＮＹＵに固有の制度をも含めて、簡潔ながらも活写されていたからである。

アメリカのロー・スクール教育の使命は、明確である。Upham教授の講演は、法曹養成教育のあり方を、垣間見させてくれた。ともすれば法律実務家養成という表

層に惑わされて看過されやすいポイント、「スキルの教育」ではなく、「法準則の批判的創造力」を涵養する教育を行っているとの指摘も、肝に銘じるべきであろう。

また、そこでは、教育にかかる費用をバックアップするシステムも確立している。公益弁護活動を志す者に、その道を開く経済的な支援システムも、評価の高いロー・スクールにおける懐の深さを感じさせる。しかも、その教育を支える教員の志の高さも、随所に窺われる。高額の報酬を放擲して、教育・研究の世界に身を投じる者も少なくないのである。教授の「恥」の意識も、東洋の小さな島国に住む一教員に対して、深い共感と感銘を与える。とりわけ、独立行政法人化し、「集金力」が「教育・研究者評価」に強く結びつけられかねない「恥辱のアカデミア」化の脅威の下においては、その観を一層深くする。私が滞在したノース・カロライナ大学ロー・スクールでもそうであったが、本来、ロー・スクールの教授は、「集金」による評価とは無縁の存在であり、だからこそ、本来の使命である教育と研究に専念できたのである（集金力で評価されていたのは、Deanのみであった。したがって、「集金力」のあるDeanを他大学から採用することも、少なくないのである。しかも、「経営」と「教育・研究」とが両立しえないことも、そこでは、自明の理であった。）。

大学という世界には、やはり、それ固有の学問文化と言うべきものが、存在しなければならないと、私は、深く信じている。その理由は、前号でも引用したユーゴーの著作（豊島与志雄訳『レ・ミゼラブル〔第4巻〕』）に語ってもらおう。

「独断的信条のうちに化石しもしくは利得のために堕落したる人種は、文化の嚮導者としては不適当である。偶像もしくは金銭の前に跪坐することは、歩行の筋肉と前進の意志とを萎縮させる。祭儀の業もしくは商売の業に没頭することは、民衆の光を減じ、その水準を低めながらその水平線を低め、世界の目標たる人間的なるとともに神的なる知力、諸国民をして伝教師的たらしむるの知力を、民衆から奪い去る。バビロンは理想を持たず、カルタゴは理想を持たない。アテネとローマとは、数世紀間の暗黒時代を通じてもなお、文化の円光を有し維持する。」

また、リーガル・クリニックについても、Upham教授は、「理論的には、スキルを教えるのではなく、スキルの学び方、つまり、弁護士実務を、法的ルールと同じよ

うに、どのように批判的・分析的に見るかを学ぶことを目的としている」と、明快に指摘する。司法研修所の制度をもたないアメリカにおいてさえ、そうなのである。教育の中に、現時点における諸種の法準則を分析的・批判的に見る見方を教える教育は、教育と法制度の発展につながるだけに、深みのある豊かな教育として高く評価されるであろう。リーガル・クリニックを通じて、各法領域で後継者の養成がなされているのも特徴的であり、特に地味ではあるが、社会公益的に有用な職業への関心が醸成されて行く教育システムを有するロー・スクールは、社会的な評価面でも、国民の支持による盤石の基盤を形成することになるであろう。

さらに、司法試験が易しいので、広がりをもった教育が可能になるとの教授の指摘も、注目に値する。そこには、法曹としての存在の評価が、究極的には、国家(州)ではなく、国民によって行われるべきであるといった強い自由主義的国家観も存在するように思われて、興味深い。確かに、多くの法曹の簇出が質の低下をもたらすことは、当然の帰結のようにも思われる。しかし、それを、事前規制するのではなく、事後的救済に委ね、むしろ、法曹人口の増大が、市民の法へのアクセスを増進させ、社会の多様な分野への法曹の浸潤を可能にし、法を通じた「多様の中の統一」を企図する、最良の方法であることを、認知しているようで、魅力的である。しかも、そのような専門法学教育、法曹養成教育の中で、現行法制度に対する批判的視座を堅持しながら、余裕をもって学ぶことができる教育環境は、創造的な法発展に対して、確かな契機を与えてくれるであろう。

このように、法曹養成教育の中に、法や人間そして正義に対する鋭敏な感性を培うシステムを組み込むことが、21世紀の日本の司法がより豊かなものになり、その国民的な基盤がより強固なものになるためには、不可欠である。それは、比喩的には、太宰治のいう「高貴な宝石」を「天賦の不思議な触覚で捜し出す」能力を、小説家だけではなく、法律家も有すべきであると、考えるからである。しかも、社会における「不公平な空洞」を、公平の思念で「充溢」させていくべき使命は、法律家が有すべきであると考えるからである。太宰は、戦時下に国家によって書くことを要請された不思議な小説『惜別』(昭和20年〔1945年〕)の中で、周さん(魯迅)の言葉を借りて、次のように記している。

「難破して、自分の身が怒涛に巻き込まれ、海岸にたたきつけられ、必死にしがみついた所は、燈台の窓縁。やれ、嬉しや、と助けを求めて叫ぼうとして、窓の内を見ると、今しも燈台守の夫婦とその幼い女児とが、つつましくも仕合せな夕食の最中だったのですね。ああ、いけない、と男は一瞬戸惑った。遠慮しちゃったのですね。たちまち、どぶんと大波が押し寄せ、その内気な遭難者のからだを一呑みにして、沖遠く拉し去った、とまあ、こんな話があるとしますね。遭難者は、もはや助かる筈はない。怒涛にもまれて、ひょっとしたら吹雪の夜だったかもしれないし、ひとりで、誰にも知られず死んだのです。もちろん、燈台守は何も知らずに、一家団欒の食事を続けていたに違いないし、もし吹雪の夜だとしたら、月も星も、それを見ていなかったわけです。結局、誰も知らない。事実は小説よりも奇なり、なんて言う人もあるようですが、誰も知らない事実だって、この世の中にあるのです。しかも、そのような、誰にも目撃されていない人生の片隅に於いて行われている事実にこそ、高貴な宝玉が光っている場合が多いのです。それを天賦の不思議な触覚で捜し出すのが文芸です。文芸の創造は、だから、世の中に表彰せられている事実よりも、さらに真実に近いのです。文芸が無ければ、この世の中は、すきまだらけです。文芸は、その不公平な空洞を、水が低きに流れるように自然に充溢させて行くのです。」

ただ、ロー・スクール制度には、光もあれば陰もある。限られた時間で、Upham教授が指摘したのは、先にも述べたように、ロー・スクール教授の中には金儲けしか考えられないと思うような者も若干存在するという点と、次のような学生選抜の問題点である。

＜法科大学院入試は、現在のアメリカ・ロー・スクールが抱えている問題点の一つである。入学者の選抜にさいしては、２点が考慮される。それは、ＬＳＡＴの得点と学部段階での成績である。ＬＳＡＴは、法律についての知識を問うものではなく、思考能力または分析能力を見るテストである。これは、１年次学生に対して、よき判断資料になるが、２年次・３年次の学生に対しては、必ずしもそうではない。ただ、便利なテストであるので、人間の性として、使い続けている。このＬＳＡＴ

の成績と学部段階での成績とを組み合わせて、成績評価を行うのである。すなわち、極めて上位にランクされた学生は、刑事罰を受けたことさえなければ、ほぼ自動的に合格する。中位の学生をセレクトするさいに考慮するのは、大学外でいかなる経験を積んできたかということである。>

私も、このような選抜方法には基本的に賛成である。この1年間の日本における法曹養成教育を経験し学生の成績評価を行った結果、特に、「学部時代の成績」の重要性を痛感した。その基本姿勢や思考力をも含めて、「学びの基礎体力」が形成されているかどうかを知るためには、それが不可欠であると考えるからである（「学び」とは、法学に限定されないことは言うまでもない。また、その前提として、そこにおける公正な評価システムが存在することも、同様である。）。法曹養成は、日常的な学びの積み重ねを基礎とする。たとえ、大学時代、クラブ活動や社会活動等に励んだとしても、それは自己選択であり、限られた学部試験の準備期間内でどれだけの能力が発揮できたかが、そこでは評価されているはずだからである。限定された時間を有効に利用しかつ生活を切り替えることができる能力が試されているとも、言えるからである。

これは、法科大学院で学ぶべき学生像でもあるが、教員像も、先に述べたように、Upham教授の講演では、明快に論じられている。また、アメリカのロー・スクールにおける「労働条件は格別であり、日本と比べれば、相当有能な多数の事務職員も存在するので、アメリカのロー・スクールの教授たちは、日本の法学部教授よりも、はるかに快適な生活を送っていると断言して間違いないであろう。」という、日本法の研究者であり、日本の大学システムを知悉した教授の指摘は、国立大学法人に法科大学院が創設されたときに、完全に看過無視された鍵点を突いており、今後の改善に即座に反映されるべきであろう（しかも、この大学の文系学部では、現場を知らない者の誤った悪しき「合理化志向」と「功名心」とに突き動かされた事務統合という名の教育研究環境の劣悪化が、あたかも健康な体内をガン細胞が蝕んで行くように、推進されている。）。

また、現在、法科大学院が創設されて1年を経過したが、教員の意識も多様である。私自身の心境は、坂口安吾『風と光と二十の私と』（昭和22年〔1947年〕）で、

吐露された心境に近いものがある。

「こういう職業は、もし、たとえば少年達へのお説教というものを、自分自身の生き方として考えるなら、とても空虚で、つづけられるものではない。そのころは、然し私は自信をもっていたものだ。今はとてもこんな風に子供にお説教などはできない。あの頃の私はまったく自然というものの感触に溺れ、太陽の讃歌のようなものが常に魂から唄われ流れでていた。私は臆面もなく老成しきって、そういう老成の実際の空虚というものを、さとらずにいた。さとらずに、いられたのである。

私が教員をやめるときは、ずいぶん迷った。なぜ、やめなければならないのか。私は仏教を勉強して、坊主になろうと思ったのだが、それは『さとり』というものへのあこがれ、その求道のための厳しさに対する郷愁めくものへのあこがれであった。教員という生活に同じものが生かされぬ筈はない。私はそう思ったので、さとりへのあこがれなどというけれども、所詮名誉慾というものがあってのことで、私はそういう自分の卑しさを嘆いたものであった。私は一向希望に燃えていなかった。私のあこがれは『世を捨てる』という形態の上にあったので、そして内心は世を捨てることが不安であり、正しい希望を拠棄している自覚と不安、悔恨と絶望をすでに感じつづけていたのである。まだ足りない。何もかも、すべてを捨てよう。そうしたら、どうにかなるのではないか。私は気違いじみたヤケクソの気持で、捨てる、捨てる、捨てる、何でも構わず、ただひたすらに捨てることを急ごうとしている自分を見つめていた。自殺が生きたい手段の一つであると同様に、捨てるというヤケクソの志向が実は青春の跫音のひとつにすぎないことを、やっぱり感じつづけていた。私は少年時代から小説家になりたかったのだ。だがその才能がないと思いこんでいたので、そういう正しい希望へのてんからの諦めが、底に働いていたこともあったろう。

教員時代の変に充ち足りた１年間というものは、私の歴史の中で、私自身でないような、思いだすたびに嘘のような変に白々しい気持がするのである。」

なお、本稿で紹介したUpham教授の講演が掲載された『法政研究』には、私が報告した「法科大学院構想と法曹養成教育の再構築」も、収録されている（同、1685

頁以下)。今、この稿を書き終えて、それを執筆していたときのことを、懐しく想い起こした。

何かを造る作業は、苦しくても楽しい。議論は、それ自体に価値がある。とりわけ、尊敬できる人々との間での議論は、それ自体が確実に成長を導く。九州大学法科大学院の創設に対する多様な妨害工作も、今では憧憬の念さえ感じる。しかし、法科大学院が創設された現在、問題はより一層伏在化し、事態は陰湿化した。しかしそれでも、今から30年以上前に、母に勧められて観た名画『我が道を往く』(1945年、アメリカ)のオマリー神父の心情をも、想い起こさせる(これについては、川嶋四郎「法科大学院構想をめぐる議論の到達点とその課題——法曹養成教育の現状と各種の構想を踏まえて——」法学セミナー547号56頁〔2000年〕も参照。)。

九大案の最後の仕上げは、薩摩藩時代の武家屋敷の面影が残る町にある、旧くからの友人宅で行った。私は、私の家族と友人たちと、その広い庭と菜園のあるお宅に、2日間滞在した。私は、その仕事のために、2階の書斎を借りることができた。窓からは、青空の下、錦江湾の向こうに、桜島の稜線がくっきりと見えた。その風景は、百数十年以上前の多くの人たちも、様々な思いを胸に秘めて、眺めたものに違いなかった。その地からは、若い多くの人たちが、新しい国家を創るために、希望をもって上京した。

その国家は、この百数十年の間、様々な苦難を経て、今日に至っている。九州大学法科大学院もまた、多少とも同様な運命を辿るであろう。そこで最も大切なのは、正統な制度理念を堅持しつつ、誠実に努力を重ねる学生を大切にして、日常の教育を弛みなく行いながら、制度をよりよいものに発展させて行くことである。

それには、夭折した高橋和巳のような壮絶な内なる闘いが、不可避となるかも知れない。しかし、21世紀のこの国の司法を支える法曹の養成には、代え難いのである。

「精神の風が、粘土の上を吹いてこそ、はじめて人間は創られる」と、サン＝テグジュペリは、先に引いた『人間の土地』の末尾に記した。九州大学法科大学院の教育現場においても、そのことはあてはまるであろう。「粘土」のような風土にこそ、今、「精神の風」が、爽やかに吹かなければならないのである。

「雪は降りしきった。

遠い灯までさえぎるものもない暗い曠野を、静かに、忍び足で、時間が去っていった。

雪は無心に舞い続け、降り積もり、やがて、人の寝た形の、低い小さな丘を作った。」

五味川純平『人間の条件』より

なお、先に引いた太宰は、織田作之助への追悼に、以下の言葉を用いた。

「死ぬ気でものを書きとばしている男。それは、いまの時代にもっとあって当然のように私は感じられるが、しかし案外、見当らない。いよいよくだらぬ世の中である。」

【追記】

なお、かつて、アメリカ合衆国メリーランド大学のロー・スクールを訪問したさいに聞いた話を思い出したので、ここに記しておきたい。それは、法曹養成教育のシステムを創造するさいの心と魂の問題につながると、考えるからである。

新築後間もないそのロー・スクールを訪問したとき、全米屈指のＩＴ設備を備えた法廷にも（しかもそれを、学生数を増やさないで実現したことにも）感動したが、それ以上に、ロー・スクール図書館の前に、Thurgood Marshallの像を見つけ、そして、図書館の名称が、その名を冠して、「マーシャル図書館」と刻まれていたのには、一瞬、意外さを覚えた。

マーシャル氏は、アメリカ合衆国連邦最高裁判所における最初のアフリカ系アメリカ人判事である。

多くの場合、一般に、大学の建物や図書館、その他様々な部屋等に冠されている「名」は、高額の寄付者の名前であったり、その大学に対する功労者であったりする。しかし、T.マーシャルは、「黒人」であったがゆえに、メリーランド大学のロー・スクールへの入学を拒否され、その後、同大学を相手に訴訟を闘い抜き勝訴した、その人そのものだったからである。

私は、なぜ、マーシャル判事の胸像が飾られており、彼の名の図書館とされたのかについて、ある教授に尋ねた。そのさい、高額の寄付をしたのか、蔵書や資料を寄付したのかという質問まで、してしまった。

彼女は、少しほほえんだ後に真顔になって、丁寧に答えてくれた。マーシャル判事は、確かに、メリーランド大学と訴訟で闘い、ＮＡＡＣＰ(National Association for the Advancement of Colored People：有色人種地位向上全国協会）で活躍した。そして、その訴訟における勝訴判決を得、その後、著名なBrown判決を獲得した。そこに至る「勝利への道（Victory Road)」の形成に主要な役割を担ったのが、マーシャルであった。彼のおかげで、メリーランド大学ロー・スクールは、新しいアドミッション・ポリシーを創設することができたのである。それゆえ、このロー・スクールでは、彼に敬意を表して、その名を冠しているという。現在、同大学ロー・スクールは、全米の中で、アフリカ系アメリカ人の学生の割合がかなり高いのである、と。

なお、教授は、笑って付け加えた。彼は、決して、お金を寄付したわけではない。しかしながら、それ以上に大切なものを、私たちに与えてくれた、と。

このような正義の感性とシステムを担う者のintegrityとに裏打ちされた自省に基づく自己改善は、日本の法科大学院においても、過去を踏まえたうえで将来の政策形成を行うために、重要な鍵となると、考えられるのである。

（続く）